

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）
（審査指導課）

一 改正の要旨

行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するとともに、行政不服審査法の全部改正に伴い、出納員に委任する事務を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（審査指導課）

一 改正の要旨

歳入の徴収の事務の委託を受けた者が備えなければならない県税外収入徴収簿の様式について、会計管理者が特に認めるときは、会計規則上の様式によらないことができるようにするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十六号）（薬務課）

一 改正の要旨

麻薬及び向精神薬取締法の一部改正により小売業者間における医療用麻薬の譲渡の許可の権限が知事に移管されたことに伴い、その許可に係る申請書類を保健所を経由することなく知事に提出するものとするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（団体検査課

）

一 改正の要旨

農業協同組合法等の一部改正に伴い、新たに許可等の申請に係る提出書類について規定するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県家畜人工授精等依頼規則の一部を改正する規則（規則第三十八号）（畜産課）

一 改正の要旨

広島県家畜人工授精料等徴収条例の改正に伴い、体外受精卵製造申請書の様式を加えるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第三十九号）
（ 建築課）

一 改正の要旨

広島県耐震改修促進計画（第二期計画）において、通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）の所有者に耐震診断の実施及びその結果の報告が義務付けられたことから、当該道路の中心の高さが当該建築物の敷地の地盤面の高さより高い場合における規制を緩和するため、必要な規定を定めた。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十号）（労働委員会）

一 改正の要旨

新設される職員の職に関する定めについて整理を行うなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日